

吸収合併に係る会社法第801条第1項に規定する書面

令和4年4月1日

兵庫県尼崎市中浜町10番地1
神鋼鋼線工業株式会社
代表取締役 河瀬 昌博



1. 吸収合併（以下「本合併」という。）の効力発生日は、令和4年4月1日です。
2. 株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）は、略式合併のため令和3年12月23日開催の取締役会において、本合併に係る合併契約の承認を受けています。
3. 当社において、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をされた株主はありませんでした。また、株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）においても会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
4. 当社は、会社法第799条第2項の規定により、令和4年2月25日付で官報公告及び電子公告を行い、また、株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）は、会社法第789条第2項の規定により、令和4年2月25日付で官報公告を行い、知れたる債権者には各別の催告を債権者に対し行いました。これらの結果、両社の異議申述期限である令和4年3月26日までに異議申述をされた債権者は、両社ともありませんでした。
5. 株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）は、株券不発行会社であったため、株券提出公告を行っておりません。
6. 当社は株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）の完全親会社であったため、当社から株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）の株主に対して金銭等の交付は行っておりません。
7. 本合併により増加すべき当社の資本金及び資本準備金の額は金0円、増加すべき資本剰余金の額等は会社計算規則の規定に従い計上しました。
8. 当社は、本合併の効力発生日をもって株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）から資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。
9. 会社法第782条第1項の規定により、株式会社テザック神鋼ワイヤロープ（消滅会社）がその本店に備え置いた書面に記載された事項（合併契約の内容を除く。）は、添付のとおりです。
10. 本合併についての会社法第921条の規定による変更の登記をした日は、令和4年4月1日です。

以上